



富山県立山町 News Release

令和8年1月21日 送付枚数 1 枚（表紙含む）

指名停止措置について

概要	本日、立山町建設工事等指名停止要領に基づき、次のとおり指名停止措置を行いました。
指名停止対象業者	株式会社トーニチコンサルタント （東京都渋谷区本町1-13-3 初台共同ビル）
事実概要	富山県を含む特定地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 なお、当該事業者は課徴金の減免制度の適用を受けている。
指名停止理由	立山町建設工事等指名停止要領別表第2（11）（独占禁止法違反行為）に該当するものとし指名停止措置を行う。
指名停止期間	令和8年1月21日（水）から令和8年3月20日（金）まで （2か月）
問	総務課管財係 担当 高田（TEL：076-462-9967）

FAX 送信元：企画政策課企画広報係 076-462-9968